

特別使用許可制度に関するご案内

特別使用許可制度とは、公共下水道の処理区域以外の地域であっても、公共下水道の維持管理に支障をきたさない限りにおいては、個人の費用負担によって、近くにある下水道関連施設に接続し、汚水を排水することができる制度です。

根拠法令：大垣市下水道条例第 26 条

大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例第 22 条

1 許可の主な条件

(1) 土地に関すること

公共下水道の管渠沿線で、その管渠に隣接する土地であること。

公共下水道の幹線で、サービス管を布設した場合にあっては、その幹線に隣接する土地であること。

既に排水施設が存在している、或いは建築を計画している土地であること。

農地として使用していた土地の場合、農地転用の手続きが必要な場合があります。

市街化調整地域かつ農地の場合、開発許可の手続きが必要な場合があります。

(2) 流入する排水に関すること

汚水のみ流入に限ること。

流入汚水量や水質が、管渠および終末処理場に支障をきたさないこと。

(3) 設置する施設に関すること

特別使用施設は、下水道条例のほか、市の設計基準に準拠すること。

公道内に設置した特別使用施設については、工事完了後、引渡し要綱に基づき市長に寄附すること。

(4) 費用に関すること

受益者負担金、又は受益者分担金を一括納付すること。

取付管の工事など、接続に関する経費は使用者が負担すること。

※例外もございますので、先ずは下水道課にお問い合わせください。

2 手続きの流れ

(1) 事前相談

申請者又は施工業者は、大垣市役所下水道課窓口にて事前相談を行ってください。

既設の下水道関連施設がどこまで整備されているのか、希望する場所に接続が可能なのか、新たにどのような施設が必要なのか等の確認を行います。

また、他法令について、ご確認ください。

(2) 特別使用許可申請書の提出

提出部数：2 部

提出先：大垣市役所 本庁 3 階 下水道課

提出書類：①特別使用許可申請書

②排水区域を明示した付近の見取図

③土地登記簿、地積図等

④排水施設平面図、縦断図等

⑤構造詳細図

⑥その他特に市長が必要とするもの

(3) 特別使用許可書の交付、受益者負担金又は受益者分担金の納付

書類を審査して問題がなければ、特別使用許可の許可書を交付します。

併せて、納付書を発行しますので、期限日までに納付すること。

分担金等の納付がされてないと、下水道関連施設への接続を始めることができません。

(4) 自費施工承認申請書の提出

「自費施工承認申請書」を市長に提出し、その承認を受けること。

ただし、「都市計画法に基づく開発行為により設置された下水道施設」については、「都市計画法第32条の規定に基づく公共施設管理予定者との協議経過書」をもって、申請及び承認に代えることができます。

(5) 工事施工

自己の費用をもって、速やかに施工すること。

(6) 工事完了と寄附

公道内に設置した特別使用施設については、工事完了後、引渡し要綱に基づき市長に寄附すること。

(開発行為・位置指定道路により設置した下水道施設の場合)

引渡検査願及び引渡図書等を市長に提出し、書類検査及び現場検査を受けること。

① 位置図（住宅地図等）

② 出来形図（平面図、縦断図、取付管台帳図及び台帳関連資料）

③ 各種構造物の構造詳細図及び各種計算書

④ 完成写真及び工事写真

⑤ 土地利用計画図

⑥ 各種権利関係図書（所有権、借地権、地役権、埋設承諾、占用許可等の書類の写し一式）

⑦ 特殊な器具類（ゲート、保安柵等のハンドル、かぎ等）

⑧ その他市長が必要と認める書類

大垣市役所 水道部 下水道課

特別使用許可について

普及グループ

47-8714

排水設備工事について

排水設備グループ

47-8714

開発行為・位置指定道路について

維持管理グループ

47-8713